

〔Ⅳ〕学 則

第一章 教育目標

第1条 本校の目指す教育目標は次のとおりである。

- 1 人権尊重の精神をふまえ、誠実で協調性に富む人を育てる。
- 2 個性を伸ばし、独創性の豊かな人を育てる。
- 3 勤労をたつとび、努力をおしまない人を育てる。
- 4 進歩する工業技術に対応できる人を育てる。

第二章 修業年限・学科・生徒定数

第2条 本校に全日制課程（工業科）を置き、修業年限は3年とする。

第3条 本校の設置学科並びに生徒定数は次のとおりである。

設置学科名	総合情報科
生徒定数	525名

第三章 学年・学期・休業日

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5条 学年を分けて、次の三学期とする。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	1月1日から	3月31日まで

第6条 休業日は、次のとおりとする。

1 国民の祝祭日	
2 土曜日、日曜日	
3 夏季休業日	7月21日から8月31日まで
4 冬季休業日	12月26日から1月7日まで
5 春季休業日	3月26日から4月5日まで
6 開校記念日	10月2日
7 その他、東京都教育委員会が定めた日	

第四章 教育課程

第7条 本校の教育課程は次のとおりである。

別紙

第五章 単位の認定・修了・卒業

第8条 各教科・科目の単位の履修及び修得の認定は、出席時数並びに学習成績に基づき各学年末に行う。

第9条（進級） 進級は、本校所定の教育課程の内、当該学年の全科目を履修し、全科目を修得することを原則とする。但し、各学年で定められた単位数の内、第2項に示す各学年の単位数を未修得とすることができる。

第2項 1年次3単位、2年次3単位、3年次2単位

なお、未修得可能な各学年の単位数は、他学年の未修得とする単位数を算入することができない。

第10条（卒業） 3カ年在籍し、第9条に示す範囲内で、各学年の未修得の合計が8単位までとし、その他の科目を修得した者には卒業を認定し、卒業証書を授与する。

第六章 休学・転学・退学・出席停止・留学

第11条 生徒が病気のため、3ヶ月以上の休養を必要とするときは、校長は2年の範囲内において休学を許可する。

第12条 生徒は休学をしようとするときは、医師の診断書を添え、所定の様式に保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。

第13条 休学事由が終了し復学を希望するときは、治癒を証する医師の診断書を添え、所定の様式に保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。

第14条 生徒が他の学校に転学を希望するときは、所定の様式により保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。

第15条 生徒が退学を希望するときは、所定の様式にその理由を明記し、保護者と連署の上、校長宛に願い出るものとする。

第16条 校長は、感染症その他の理由により必要と認めたときは、期間を定めて生徒の出席を停止することができる。

第17条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校に留学することを許可することができる。留学に関する規定は、別に定める。

第七章 賞 罰

第18条 校長は、学業或いは行為の特に優れた生徒に対して表彰することができる。

第18条の2 次に示す条件を満たした生徒に対し、卒業時に皆勤賞及び精勤賞を授与する。

(1) 皆勤賞 …… 3年間、欠席、遅刻、早退が皆無の場合

(2) 精勤賞 …… 3年間の欠席、遅刻及び早退日数が合わせて6日以下の場合

第19条 校長は、教育上必要と認めたときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。懲戒は、退学、停学、訓告、訓戒その他とする。

第20条 次の各号の1に該当する者に対しては、校長が退学を命ずる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがなく、出席が常でない者

(3) 正当な理由がなく、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第21条 校有物を破棄毀損又は紛失したときは、現品又は金品を以て賠償させることがある。

第八章 奨学生

第22条 日本学生支援機構、東京都育英資金、その他の育英機関の奨学金貸し付けを希望する者は、学校からの指示がある時期に申し出ることができる。

第九章 特別活動等

第23条 ホームルーム活動、生徒会活動及び部・同好会の諸活動は、学校の教育方針に従い、教育の全体計画の一環として行う。

第24条 ホームルーム活動は、ホームルーム担任の指導の下に、ホームルーム年間計画に基づいて行う。

第25条 生徒会活動及び部活動は、校長の認める範囲内において顧問の指導の下に行う。また、生徒総会の決議及びその他の重要な事項は、校長の承認を受けなければ効力を生じない。

6 生活心得

A 校内における生活指導の徹底事項

1. 欠席・遅刻・早退をしない。
- ・やむを得ぬ理由で欠席・遅刻する場合、必ず保護者から学校（担任）へ連絡する。

TEL：042-791-1035

※平日 8:15～17:00

- ・無断早退は絶対にしない。

2. 登校・下校の時間を守る。

始業時間：午前 8 時 35 分 ホームルーム開始（午前 8 時 30 分には教室に入る）

下校時間：下表のとおり

一般	部活動	※以降学校に残る場合は担任、顧問に申し出て許可を得る。
3月～10月 午後4時30分	午後6時 終了 午後6時30分 下校	
11月～2月 午後4時	午後5時30分 終了 午後6時 下校	

3. 始業時間より下校時まで無断外出禁止。

- ・特別の用事で外出する時は担任に許可を受ける。（生徒手帳に記入）

4. 服装（学業に専念する生徒として質素な服装を旨とし、男女とも指定の制服・セーター・ベストを着用し、不必要な加工は行わない。）

(1)登下校・校外行事

- ◆冬期制服（10月1日から5月31日まで）

- ・男子は指定のブレザー・ズボン・ネクタイ、市販の白ワイシャツを着用する。

- ・女子は指定のブレザー・スカートまたはズボン・リボン、市販の白ワイシャツを着用する。

- ・ブレザーの左襟に学年色の校章をつける。

- ・カーデイガン・パーカー類、および指定以外のセーター・ベストは禁止。

- ◆夏期制服（6月1日から9月30日まで、ただし移行期間を設ける）

- ・男子は指定のズボン、市販の白ワイシャツ（長袖または半袖）を着用する。

- ・女子は指定のスカートまたはズボン、市販の白ワイシャツ（長袖または半袖）を着用する。

- ・男子はネクタイ、女子はリボンの着用は自由とする。

- ・指定のセーター・ベストでの登校も認める。

(2)校内生活

- ・指定の制服を着用する。

- ・指定のセーター・ベストでの活動も認める。

(3)式典・進路活動等

- ・指定の制服を着用する。

- ・夏期制服期間は男子はネクタイ、女子はリボンの着用を自由とする。

(4)異装

・実習・体育その他指示のある時以外の平常授業においては、制服を着用する。事情があつて所定の服装ができない時は、担任および教科担当に願ひ出て許可を受ける。

(5) ベルト

黒または茶色などの派手でないものを着用する。

(6) オーバー・コート類

- ・色は黒・紺・茶色・グレー系で、無地または、無地に近い市販の標準型。
- ・ベンチコート、ジャンパー、パーカー類は禁止。

(7) 靴下

- ・男子のソックスは、白・黒・グレー・濃紺などの派手でないもの。
- ・女子のソックスは男子と同様で、ストッキングは黒またはベージュなどの派手で無いもの。

(8) 装飾品

・ペンダント・指輪・ピアス（透明ピアス）・ネックレス等装飾品及び化粧（色つきリップ等含む）・マニキュア・つけまつげ・カラーコンタクト・およびそれらに類するものは禁止する。

(9) 頭髪

・清潔な髪型を旨とする。

男子は耳・えり・目にかからないようにする。女子も清潔な髪型を旨とし、長髪の場合は原則として編むか、しばるかにする。ヘアゴムは黒・茶系の派手で無いものを着用する。

- ・パーマ・毛染め・ドライヤーやヘアアイロンのかけ過ぎ等は禁止。
- ・整髪料（色付きスプレー等含む）は禁止。
- ・ツープロック・モヒカン等の特異な髪型は禁止。

5. 履きもの

(1) 通学靴

・派手でない運動靴・黒または茶色の革靴を履く。

(2) 校内履き（上履き）

- ・指定の色の上履き（スクールシューズ）を履く。
- ・上履きには黒のママジックで必ず記名する。
- ・かかとを踏みつけない。
- ・ベルトのないものは使用しない。
- ・体育館履きを上履きとして使用しない。

6. カバン

・学生カバンを標準とし、派手でないスポーツバッグ、デイバッグなどの使用も認める。

7. ロッカー・机の中の整理

・教科書・ノートは必ず持ち帰る。

8. 盗難予防

・持ち物にはすべて記名し、貴重品及び使用の必要性のない余分なもの（携帯電話等を含む）は学校へ持ってこない。持ってきた場合は各自で責任を持って保管する。

9. 掲示

・校内で掲示・貼紙・陳列・配付等をする場合、事前に担任の承認を受け、生徒指導部

の許可印を得て行う。

10. 部活動・同好会（以下、部活動という）

- ・部活動はその顧問の許可を得て実施する。
- ・一般下校時刻以降活動する時は、顧問の指導のもとに実施する。部活動以外の活動もこれに準ずる。
- ・活動終了後は使用場所及び更衣室の整理整頓、清掃を行い、30分以内に下校する。
- ・考查の公示日から考查前日までの部活動は、原則禁止とする。自主練についても、同様とする。

・考查中の部活動は、禁止とする。

・考查中もしくは、考查前後に公式戦・発表会・演奏会等がある場合は、別途定める流れに沿って手続きを行い、承認を得る。

11. 校舎・校具等の公共物の愛護

・校舎・校具は大切に取り扱い、破損・紛失した時は、ただちに担任または担当教員に届け出るとともに、生徒指導部へ報告する。場合により、一部または全部を弁償させることがある。

12. 休日・長期休業中における登校

・休日・長期休業中における登下校の際も必ず制服を着用する。

・長期休業中に登校して校舎・校具・グラウンドを使用する時は、顧問の承認のもとに事前に活動予定を生徒指導部に届け出る。

・下校の際は、届け出た使用場所の後始末を完全にし、点検を受ける。

13. 保健・整美

・運動及び作業をする場合は、指導者の指示・注意及び諸規則を守って、事故の発生を未然に防ぐ。

・校内で発病または負傷した場合は、ただちに担任または担当教員に連絡して、適切な処置を受ける。

・教室及び担当区域の清掃はていねいに行い、終了後は必ず区域の担当教員に報告し、点検を受ける。

14. 防災

・許可なくして火気を用いることは一切禁止する。

・火災などの非常事態が発生した場合は本校「防災計画」にしたがって行動し、混乱を起さぬよう心がける。

15. 届・願

・欠席・遅刻・早退・欠課の場合はその都度生徒手帳に記入し、保護者が署名捺印のうえ担任に届け出る。

・当日の遅刻・欠席等は保護者から学校に連絡してもらい。

・本人または家族が学校感染症にかかった時は、登校することなくただちにその旨を担任に届け出る。医師の許可があるまで登校してはならない。（この間欠席扱いとはしない）

・氏名・住所・保護者等に変更があった時は、ただちに校長あてに届け出る。

・忌引日数は次の通りとする。

(1)父母 7日

- (2)祖父母 3日
- (3)伯叔父母 3日
- (4)曾祖父母 1日
- (5)兄弟姉妹・親権者 5日

・旅行・登山（ただし、冬登山は禁止）・キャンプ等については、事前に保護者連名のうえ、担任に届け出る。

16. その他

・食事はホームルーム教室で行う。飲み物は売店コーナー前及び教室で行う。

B 校外における生活指導の徹底事項

1. 家庭における基本的な生活習慣の確立
 - ・規則正しい生活習慣を守る。
2. 通学路
 - ・上宿から通学する場合、市営住宅内の道路は使用しない。
 - ・必ず正門から入る。
3. バス乗車
 - ・バス停では整列乗車を行い、他の乗客に迷惑をかけない。
 - ・乗車マナーを守る。
4. 自転車通学
 - ・自転車通学を希望する場合は「自転車通学登録書」を提出し、所定のラベルを貼る。
 - ・決められた自転車置き場に正しく置き、必ず鍵をかける。
 - ・ブレーキなどの点検・整備をし、改造をしない。
 - ・雨天時の傘さし運転、携帯電話を使用しながらの運転、イヤフォンで音楽等を聞きながらの運転、並走、二人乗り等、道路交通法に違反する行為は禁止。
 - ・事故にあった場合はすぐに警察・保護者・学校に連絡する。
5. オートバイ・乗用車等
 - ・怠学・学業不振・事故等の重大な問題につながる場合が多いので、免許は原則として取得しない。
 - ・やむを得ず免許取得の必要が生じた場合は、事前に保護者の同意を得たうえで担任に相談する。免許を取得したら保護者連名で運転免許取得願に記入・誓約し学校に届け出る。
 - ・免許取得後車両を所有した場合は、車両所有届に記入・誓約し生徒指導部に届け出る。
 - ・ただし、1年生は夏季休業終了までの期間は取得しないものとする。
 - ・登校・下校時は、自分の運転はもちろん、親・兄弟姉妹・親類・友人の運転するものと同乗も一切禁止する。（距離の長短にかかわらず）
 - ・学校行事・部活動で出かける場合においても同様に禁止する。
 - ・休業日の登下校にも使用してはならない。
 - ・タクシーを利用しての登下校は一切禁止する。

6. 登校・下校時のトラブルやたむろの自粛
 - ・勇気をもって連絡（学校・保護者へ）する。また、事件に巻き込まれないよう注意する。
 - ・服装・持ち物等には特に注意する。
 - ・一般・他校生とのトラブルにも注意する。
 - ・地域住民に迷惑になるようなたむろ行為は自粛する。
7. アルバイト
 - ・原則としてしない。
 - ・家庭の事情でアルバイトの必要性が生じた場合は、事前に保護者の同意を得たうえで担任に相談する。
 - ・アルバイトを実施する際は、保護者連名でアルバイト届に記入し生徒指導部に届け出る。その場合、目的・場所・時間・職種・利益の用途等に注意する。
8. 校外団体への加入・参加
 - ・高校生として相応しくない団体等への加入は禁止。
 - ・個人で校外の団体に加入し、またはその行事に参加するときは担任に相談し、学校の許可を得る。
 - ・ホームルーム、生徒会等が校外の団体に加入し、またはその行事に参加するときは、学校の許可を得て行う。
9. その他
 - ・法律で禁止されている場所への出入りは禁止。
 - ・物品等の売買禁止。